

令和7年度 東京都中小企業制度融資

「災害復旧資金融資」により、事業復旧に向けた中小企業者の資金繰りを支援します（台風第22号、第23号関連）

都では、令和7年12月18日から、台風第22号、第23号により損失を受けた中小企業者等を対象として「災害復旧資金融資」を開始しています。本融資では、**都が信用保証料を全額、及び利子の3分の2相当を補助**することにより、事業復旧に取り組む中小企業者等の資金繰りを支援してまいります。また、**八丈町の中小企業者等**は、都に加えて**同町の利子補給**があり、**実質無利子**となります。

<制度内容説明会のご案内>

日時：令和8年1月20日（火） 17:00-（説明会が終わり次第、個別相談会開催）

場所：八丈町役場2階大会議室

※「地域企業再建支援事業」及び「地域企業再建緊急特別支援事業」と合同の説明会となります

1 融資制度の概要

融 資 対 象	令和7年台風第22号、第23号による損失について、八丈町長、青ヶ島村長等の災害救助法適用地域の町村長が発行する「り災証明書」等の交付を受けた中小企業者等
資 金 使 途	運転資金及び設備資金
融資限度額	2億8,000万円
うち無担保	8,000万円
融 資 期 間	15年以内（据置期間2年以内を含む）
融 資 利 率	●責任共有対象外時：固定金利 1.9% ●責任共有対象時：固定金利 2.1%
利 子 補 給	●責任共有対象外時（融資総額1.5億円以内）：1.27%補給 ●責任共有対象時（融資総額1.5億円以内）：1.47%補給（※） ●責任共有対象時（融資総額1.5億円超）：0.2%補給（※） ※責任共有により上乗せされる金利0.2%分を、都が利子補給
	八丈町の中小企業者等は、都補給後の利子について町が利子補給（実質無利子） 詳しくは、八丈町産業観光課まで（04996-2-1125）
信用保証料補助	全額補助

※融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。

※利子補給にあたっては、融資実行後に別途申請が必要となります。

2 受付期間

令和7年12月18日（木）から令和8年3月31日（火）まで

詳細は、以下の産業労働局ホームページでもご確認いただけます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/new/>

【制度に関する問合せ先】産業労働局金融部金融課 03-5320-4877

※説明会に関する問い合わせは 03-5000-7711 までお願いします

